

令和8年度

加古川水系直轄管理事業

糎屋ダム1号漏水観測ピット排水ポンプ更新工事

特別仕様書

近畿農政局 淀川水系土地改良調査管理事務所
加古川水系広域農業水利施設総合管理所

項 目	内 容	摘要														
第1章 総則	令和8年度加古川水系直轄管理事業糍屋ダム1号漏水観測ピット排水ポンプ更新工事（以下「本工事」という。）の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書（施）」という。）及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局施設機械工事共通事項書」（以下、「共通事項書」という。）に基づいて実施するものとする(https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html)。同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。															
第2章 工事内容																
1 目的	本工事は、糍屋ダムの1号漏水観測ピット排水ポンプ等の更新を行うものである。															
2 工事場所	兵庫県多可郡多可町中区糍屋地内															
3 工事概要	本工事の概要は次のとおりである。 <table><tr><td>(1) 排水ポンプ更新</td><td>2 台</td></tr><tr><td>(2) 逆止弁更新</td><td>2 台</td></tr><tr><td>(3) (1)、(2)に伴う配管作業</td><td>1 式</td></tr><tr><td>(4) 配管固定台撤去</td><td>1 式</td></tr><tr><td>(5) 操作盤内電磁開閉器交換</td><td>2 箇所</td></tr><tr><td>(6) 排水ポンプ電源配線</td><td>1 式</td></tr><tr><td>(7) 排水ポンプ試運転</td><td>1 式</td></tr></table>	(1) 排水ポンプ更新	2 台	(2) 逆止弁更新	2 台	(3) (1)、(2)に伴う配管作業	1 式	(4) 配管固定台撤去	1 式	(5) 操作盤内電磁開閉器交換	2 箇所	(6) 排水ポンプ電源配線	1 式	(7) 排水ポンプ試運転	1 式	
(1) 排水ポンプ更新	2 台															
(2) 逆止弁更新	2 台															
(3) (1)、(2)に伴う配管作業	1 式															
(4) 配管固定台撤去	1 式															
(5) 操作盤内電磁開閉器交換	2 箇所															
(6) 排水ポンプ電源配線	1 式															
(7) 排水ポンプ試運転	1 式															
4 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。															
5 施工範囲	(1) 本工事の施工範囲は、第2章3 工事概要に示す設備の設計、製作、輸送、既設撤去、据付及び試運転調整までの一切とする。															
6 工期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図られるよう余裕期間を設定した工事である。余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することは要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものである。 工期：令和8年9月18日～令和9年3月26日 余裕期間：契約締結の日から令和8年9月17日まで 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。 また、工事実績情報システム（コリンズ）に登録する技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。															
第3章 施工条件																
1 工事期間中の休業日	工事期間中の休業日等については次のとおりである。 <table><tr><td>(1) 工場製作の期間には休日等4週8休を見込んでいる。</td></tr><tr><td>(2) その他の工事は、雨天・休日等13日(月平均)を見込んでいる。</td></tr></table> (なお、休日等は土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇である。)	(1) 工場製作の期間には休日等4週8休を見込んでいる。	(2) その他の工事は、雨天・休日等13日(月平均)を見込んでいる。													
(1) 工場製作の期間には休日等4週8休を見込んでいる。																
(2) その他の工事は、雨天・休日等13日(月平均)を見込んでいる。																
2 水替工	本漏水観測ピットには、常時漏水が流れ込んでくるため、水替を実施すること。なお、水量については、6m3/hr 以上 30m3/hr 未満を想定している。															

項 目	内 容	摘要
3 漏水観測 ピットへの 搬入出	漏水観測ピットへの機器等搬入出はトラック（クレーン装置付）の使用を想定している。	
4 施工しない 時間帯	原則、平日の午後5時15分から午前8時30分まで。 なお、冬期間の気象条件等により上記の施工しない時間帯においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。	
第4章 現場条件		
1 関連工事等	受注者は、次に示す関連業務の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。 （1）ダム等基幹農業水利施設総合管理業務 （令和8年4月1日～令和10年3月31日） （2）吞吐ダム他水管理設備点検整備業務 （令和6年4月1日～令和9年3月31日）	
2 搬入路	現場への搬入路は、4t車の進入が可能である。	
3 第三者に 対する措置	（1）保安対策 本工事における交通誘導員は計上していないが、現地の交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。 （2）その他 既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。	
第5章 提出図書等		
1 承諾図書	共通仕様書（施）第1章1-1-8に示す実施仕様書・計算書及び詳細図の提出は工事の始期から20日以内に提出するものとする。また、承諾・不承諾は提出があった日から1週間以内に文書で通知するものとする。	
2 施工図	受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し、又は回復等の処置を講ずるものとする。	
第6章 仮 設		
1 工事用電力	撤去・据付工事に要する電力設備及び電力料金は受注者の負担とする。	
第7章 工事用地等		
1 発注者が確保 している用地	発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、糺屋ダム管理所敷地内、堰堤下流敷地内とする。	
2 工事用地等の 使用及び返還	工事用地等の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、監督職員の確認を受けなければならない 工事用地等以外の用地が受注者の都合により必要となった場合は、一切を受注者の責任により処理するものとするが、借地する場合及び返還する場合は、発注者に報告するものとする。	
第8章 貸与する 資料等		
1 貸与する資料	本工事の設計・施工において関連する次の資料は貸与する。 （1）資料一覧 完了年度 図書名 ①平成2年度 糺屋ダム安全柵設置その他工事 排水ポンプ設置及び電気設備工事 工事報告図書	

項 目	内 容	摘要
第9章 総合 試運転 調整	②その他必要とされる資料 (2) 貸与期間 工事契約から工事完成まで (3) 返納場所 近畿農政局 淀川水系土地改良調査管理事務所 糍屋ダム管理所 (4) 貸与条件 貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。 本工事で実施する電気設備を含めた試運転調整に要する電力料金(基本料金・使用料金)は発注者において負担する。 なお、試運転調整の実施に当たっては、事前に詳細な実施計画書を作成し、監督職員に提出して承諾を得るものとする。	
第10章 設 計		
1 一般事項	(1) 受注者は本章に示す設計条件等に基づき設計図書及び第8章第1項の貸与する資料等について照査し、設備の製造設計を行うものとする。 (2) 土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び企画を遵守し、設計条件及び設置条件に対して十分な強度、性能及び機能を有するものとする。 (3) 耐久性及び安全性ならびに維持管理を考慮した構造とする。 (4) 運転が確実で操作の容易なものとする。 (5) 設計、製作、据付に当たって特許等を使用する場合はその詳細を明記するものとする。	
2 設計諸元	(1) 既設機器諸元 ① 排水ポンプ 1) メーカー：(株) 鶴見製作所 2) 型 式：22-BE3 電動機仕様：3φ-60Hz-200V 定格出力 2.2kW、4 極 3) 吐出口径：(80 or 100A) 全揚程 H:10.0 m、吐出量 Q:0.6 m³/min ② 逆止弁（材質：FC200） 1) メーカー：(株) キッツ 2) 口 径：JIS10K 100A ③ 電磁開閉器（ケースカバーなし） 1) メーカー：富士電機（株） 2) 型 式：SW-5-1 3) 定格電流：19A (AC-3 200-240V) (2) 更新後仕様 更新後の各機器性能は既設と同等以上とする。	
第11章 塗 装		
1 一般事項	(1) 排水ポンプ、逆止弁の塗装は、メーカー標準とする。 (2) 搬入据付等により塗膜の損傷が生じた場合は正規の塗装と同等以上の補修を行い仕上げるものとする。	
第12章 据 付	受注者は設計変更が生じ、契約変更に必要な測量・設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。 なお、その経費については別途協議するものとする。	

項 目	内 容	摘要										
1 一般事項	据付は、共通仕様書（施）第 3 章第 7 節から第 13 節及び第 6 章第 12 節によるものとし、特記及び追加事項は次によるものとする。											
2 据付基準点等	本工事の据付基準点は更新前機器の設置高さと同じ高さにするものとする。											
3 据付材料	本工事で据付時に使用する主要材料は、共通仕様書（施）第 2 章によるものとし、特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。 （1）規格及び品質 本工事で据付時に使用する主要材料の規格及び品質は下記によるものとする。これによりがたい場合は、次項（2）による監督職員の承諾を得るものとする。 <table><tr><td>a. ビニル絶縁キャブタイケーブル(VCT)</td><td>JIS C 3312</td></tr><tr><td>b. 硬質ポリ塩化ビニル管(VP 管)</td><td>JIS K 6742</td></tr></table> （2）見本又は資料の提出 次に示す据付材料は、使用前に下記の資料を監督職員に提出し承諾を得た後に使用するものとする。 <table><tr><td>据付材料名</td><td>提出資料</td></tr><tr><td>電力線・信号線 (JIS、JEC、JEM 等規格によらないもの)</td><td>カタログ等</td></tr><tr><td>その他監督職員が指示するもの</td><td>カタログ等</td></tr></table>	a. ビニル絶縁キャブタイケーブル(VCT)	JIS C 3312	b. 硬質ポリ塩化ビニル管(VP 管)	JIS K 6742	据付材料名	提出資料	電力線・信号線 (JIS、JEC、JEM 等規格によらないもの)	カタログ等	その他監督職員が指示するもの	カタログ等	
a. ビニル絶縁キャブタイケーブル(VCT)	JIS C 3312											
b. 硬質ポリ塩化ビニル管(VP 管)	JIS K 6742											
据付材料名	提出資料											
電力線・信号線 (JIS、JEC、JEM 等規格によらないもの)	カタログ等											
その他監督職員が指示するもの	カタログ等											
4 輸 送	（1）受注者は、輸送に先立ち、必要に応じて所管警察署及び道路管理者と協議のうえ輸送方法・輸送ルートを決定し、安全な輸送を行わなければならない。 （2）据付を行う設備及び機器等を、現場に一時仮置きする場合は、監督職員と協議するものとし、設備及び機器の保管には万全を期するものとする。											
5 既設撤去	既設機器の撤去に際しては、他設備に損傷等を与えないように留意して撤去するものとする。											
6 現場発生品	本工事において撤去する既設設備については、別途発注者で処分を予定しているため、重量の算定を行い、現場発生品届で報告するとともに、監督職員の指示する場所に集積するものとする。 なお、現場発生品の引き渡しについては工事完成後とし、それまでの間の管理については、受注者の責によるものとする。											

項 目	内 容					摘要																
第13章 試験及び検査	(1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。 1) 施設機械工事等 <table><tr><td>工 種</td><td colspan="2">確認内容</td><td>確認時期</td><td>遠隔確認対象</td><td>備考</td></tr><tr><td rowspan="2">据付</td><td>出来形確認</td><td>1. 据付外観 1) 据付状態 ①承諾図書に示す構造及び方法により所定の位置に据え付けられていること。</td><td rowspan="2">機器据付時</td><td></td><td>・排水ポンプ ・逆止弁 ・配管</td></tr><tr><td>品質確認</td><td>1. 試験 1) 総合試験試験</td><td></td><td>・上記に既設設備（操作盤）を加える</td></tr></table>					工 種	確認内容		確認時期	遠隔確認対象	備考	据付	出来形確認	1. 据付外観 1) 据付状態 ①承諾図書に示す構造及び方法により所定の位置に据え付けられていること。	機器据付時		・排水ポンプ ・逆止弁 ・配管	品質確認	1. 試験 1) 総合試験試験		・上記に既設設備（操作盤）を加える	
工 種						確認内容		確認時期	遠隔確認対象	備考												
据付	出来形確認	1. 据付外観 1) 据付状態 ①承諾図書に示す構造及び方法により所定の位置に据え付けられていること。	機器据付時		・排水ポンプ ・逆止弁 ・配管																	
	品質確認	1. 試験 1) 総合試験試験			・上記に既設設備（操作盤）を加える																	
1 検測または確認（施工段階確認）																						
2 既済部分検査	(2) (1) の 1) の表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。 受注者は、既済部分検査により確認した出来形部分の引渡しは行わないものとし、引渡しまで善良な管理を行うものとする。																					
3 書類限定検査の実施について	(1) 検査職員による検査について、下記の 9 書類に検査時の資料を限定し資料検査を行うものとする。 なお、これによりがたい場合は、事前に追加書類を受注者に通知する。 <table><tr><td>①施工計画書</td><td>⑥出来形管理図表</td></tr><tr><td>②施工体制台帳 (下請けとの関係及び 下請引取検査書類を含む。)</td><td>⑦品質管理図表</td></tr><tr><td>③打合せ簿（協議）</td><td>⑧工事材料品質証明書</td></tr><tr><td>④打合せ簿（承諾）</td><td>⑨工事写真</td></tr><tr><td>⑤打合せ簿（提出）</td><td></td></tr></table> (2) 土木工事共通仕様書及び施設機械工事等共通仕様書に基づき実施している工事を対象とし、「低入札価格調査対象工事」及び「施工中、監督職員より文書等により改善指示を発出された工事」は対象外とする。 (3) 書類限定検査に係る実施状況や改善点等を把握するためのアンケートを実施する場合には協力するものとする。					①施工計画書	⑥出来形管理図表	②施工体制台帳 (下請けとの関係及び 下請引取検査書類を含む。)	⑦品質管理図表	③打合せ簿（協議）	⑧工事材料品質証明書	④打合せ簿（承諾）	⑨工事写真	⑤打合せ簿（提出）								
①施工計画書	⑥出来形管理図表																					
②施工体制台帳 (下請けとの関係及び 下請引取検査書類を含む。)	⑦品質管理図表																					
③打合せ簿（協議）	⑧工事材料品質証明書																					
④打合せ簿（承諾）	⑨工事写真																					
⑤打合せ簿（提出）																						

項 目	内 容	摘要
第14章 施工 管理 等 1 主任技術者 等の資格 2 施工管理	主任技術者又は監理技術者の資格は、入札公告によるものとする。 施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」及び共通仕様書（施）による。なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合は事前に監督職員の承諾を得るものとする。	
第15章 条件変更 の補足説明	本工事の施工にあたり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 1) 設計諸元等条件変更に係るもの 2) 関連工事との調整に係るもの 3) 不可抗力によるもの 4) 法・基準の改正に係るもの 5) 関係機関との協議によるもの 6) 施設機能上、必要な改造が生じるもの 7) その他本仕様書に定めのないもの	
第16章 公共事業 関係調査 に対する 協力	受注者は、本工事が公共事業関係調査の対象になった場合、協力しなければならない。	
第17章 その他 1 電子納品	工事完成図書を、共通仕様書（施）第1章 1-1-28 及び第1章 1-1-30 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R 又は BD-R）正副2部 ・工事完成図書の出力 2部 （電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）	
2 書類限定検査 の実施につい て	（1）本工事は、次の熱中症対策を実施する場合のリース費用等を設計変更により対応する試行工事である。 ア 遮光ネット（足場に設置するものに限る） イ ドライミスト ウ 暑さ指数（WBGT値）の計測装置 （2）（1）の熱中症対策を実施する受注者は、施工計画書に熱中症対策の内容を記載し、監督職員へ提出する。 （3）設置期間等については、気象庁の過去の気象データ検索サイト（URL：https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php）における、工事現場から最寄りの地点で前年に月最高気温が25℃以上を記録した月数を参考に設定するが、これによりがたい場合は監督職員と協議することとする。 （別表） 一般的な熱中症対策に関する項目 （共通仮設費率及び現場管理費率に含まれる項目） ・作業場用大型扇風機 ・作業場換気用送風機 ・エアコン、シャワー室、給水機、冷蔵庫、製氷機 ・熱中飴、タブレット、経口補水液の常備 ・遮光チョッキ、空調服 等	

項 目	内 容	摘要
3 週休2日による履行実績取組証明書の発行	(1) 本工事は、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。 (2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。 なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。 ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間※(注)のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 (3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。 受注者は、工事完成までに監督職員へ取組実績を報告する。報告は、現場閉所実績が記載された日報、工程表等により行うものとする。 (4) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率 28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。	
4 現場環境改善費	実施が困難又は効果が期待できない工事であるため、対象外とする。	
第18章 定めなき事項	(1) 契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。 (2) この仕様書に定めのない事項又は、この工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督員と協議するものとする。	